

令和3年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和3年12月21日

【 審議・調査事項 報告事項 情報連絡事項 】

件 名	家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について
所 管 部 課	子ども家庭部 子ども施設入園課
内 容	児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、認可手続き及び利用定員の確認を行うにあたり、子ども支援専門部会で意見聴取を行う必要があるため、本案を提出する。 1 認可手続きについて (1) 認可理由 家庭的保育事業における事業の継承 現在開業中の家庭的保育事業者が、定年等により保育補助者（以下「事業継承者」と言う。）に事業を継がせたいという意向があったため、令和2年度から事業の引継ぎを開始した。 このたび、1事業者が事業の継承の準備が整ったので、該当の事業継承者について認可手続きを行う。 (2) 認可適合基準 認可者である区が審査した結果、認可基準に適合していることを確認した。（P.2 審議・調査事項1－1参照） (3) 事業継承者 清宮 美紀 (4) 認可年月日 令和4年4月1日 2 利用定員の確認について 職員配置及び面積基準に問題がないため、申請のとおり利用定員を確認する。

家庭的保育事業 審議資料

審議・調査事項 1 - 1

NO	氏 名	所在地	分類	定員	職員 配置基準	保育室面積		給食	財務状況
						基準(㎡)	実際(㎡)		
1	清宮 美紀	足立区中川4-8-3	事業継承者	5	適合	16.5	21.35	自園調理	良好

【職員配置】

家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は3人以下とする。

ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。

【保育室面積】

保育室の面積は9.9㎡以上であること。

ただし、保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積とする。

【給食】

調理員が家庭的保育事業内の調理設備又は調理室で調理し、提供を行う。

ただし、規定を満たす搬入施設からの給食の搬入も認められる。

【財務状況】

収支予算書、納税証明書、財務情報等の公表において、家庭的保育事業を行うために必要な経済的基礎があることを確認する。